

地域防災力向上支援モデル事業のうち調査を行う事業を実施する者の 公募についての公示

令和7年3月10日

国土交通省住宅局長 楠田 幹人

次のとおり、地域防災力向上支援モデル事業のうち調査を行う事業を実施する者の公募について公示します。

1. 事業概要

(1) 事業名

地域防災力向上支援モデル事業のうち調査を行う事業

(2) 事業目的

都市化に伴い無秩序に形成された住宅市街地の狭あい道路及びその周辺においては、防災上の課題、日照や通風等の衛生上の課題等が発生しうることが指摘されている。全国に存在する狭あい道路において、各種課題を解消し、市街地環境の確保を図っていくためには、重点的に安全性等を確保すべき地域や路線の把握、当該地域や路線の特性に応じた必要な対策を、全国的に推進していく必要がある。

本事業は、重点的に安全性を確保すべき地域（以下「重点地域」という。）や重点的に拡幅等整備を行う路線（以下「重点路線」という。）の選定、地域における狭あい道路の解消に向けた方針の策定等に係る先進的な取組等について調査を実施することで、その成果を周知することにより全国での狭あい道路対策の加速化・充実化を図ることを目的とする。

(3) 公募対象事業

①重点地域及び重点路線の選定、当該地域や路線での取組に関する調査・分析

狭あい道路対策の重点地域及び重点路線について、全国各地における設定状況や取組状況等に関する情報を収集し、必要な調査・分析を行うことにより、重点地域及び重点路線の選定や当該地域・路線に対する取組の実施を全国的に推進するための情報整備を行う事業。

②多様な手法や連携体制による狭あい道路解消等の取組事例に関する調査・分析

地域の特性に応じて、建築基準法第43条特例許可や同法第42条第3項に基づく道路指定、地区計画、連担建築物設計制度などの各種制度等による手法の活用、又は、防災まちづくりなどの他分野との連携等により、狭あい道路を有する市街地の課題を解消する取組事例を収集し、必要な調査・分析を行うことにより、当該取組の実施を全国的に推進するための情報整備を行う事業。

(4) 補助金の額、補助率

20,000千円を上限として、定額とする。

(5) 事業期間

事業期間は、以下のとおり予定している。

令和7年3月下旬 ～ 令和7年9月30日

※ 本公募に係る事業は、令和6年度当初予算について繰越手続を行ったものです。

(6) 想定スケジュール及び国土交通省との調整等

- ・ (3) 公募対象事業の①については、調査・分析の結果報告案を令和7年6月末を目途にとりまとめること。
- ・ 調査・分析の実施にあたっては、国土交通省住宅局市街地建築課と十分にかつ密に調整すること。
- ・ 本事業で実施した調査結果は国土交通省に報告書として提出することとし、報告書記載の内容については、国土交通省が狭あい道路対策の推進にあたり活用する旨に同意すること。

2. 補助対象事業者の要件

次の(1)から(4)の全てを満たす者。

(1) 公平性及び中立性に関する要件

- ・ 本事業の公正な実施に支障を及ぼすおそれがない者であること。
- ・ 国土交通省本省内部部局等の長からの指名停止の措置を受けていないこと。

(2) 守秘性に関する要件

- ・ 本事業の実施にあたって知り得た情報を第三者に漏らし、又は他の事業に活用することがないよう的確な秘密保持体制を有していること。

(3) 事業を的確に遂行する技術能力に関する要件

- ・ 狭あい道路対策や防災まちづくりなどの現状等に関する調査・分析に係る専門的知見並びに建築関係法令等の規制の内容、建築物及び土地に関する整備手法に係る知見を有しており、本事業を的確に遂行する能力を有すること。

(4) 経理その他の事務についての的確な管理体制及び処理能力に関する要件

- ・ 本事業を的確に実施するに足る経理的な基礎を有する者であること。
- ・ 本事業の的確な実施のために適切な組織、人員を有していること。

3. 提案の手続等

(1) 担当部局

〒100-8918 東京都千代田区霞が関2-1-3
国土交通省住宅局市街地建築課 今田
電話 03-5253-8111(内線 39634)
電子メール imada-t2y4@mlit.go.jp

(2) 説明書の交付期間及び方法

- ①期間 令和7年3月10日から令和7年3月24日まで
- ②方法 説明書の交付を希望する場合は、予め上記担当部局まで事前連絡を行い、電子メール等により交付。

(3) 提案書の提出期限、提出先及び方法

- ①期限 令和7年3月24日18時00分まで
- ②提出先 上記担当部局
- ③方法
○郵送の場合

上記担当部局へ3部郵送する（書留郵便に限る。）。

○電子メールの場合

上記担当部局へ1部送付する。

- ・送付後、上記担当部局に電話で着信を確認すること。
- ・申請の担当者を複数名含めた送信とし、メール件名を「（応募申請）地域防災力向上支援モデル事業のうち調査を行う事業」とすること。また、本メールを交付年度終了後5年間保存すること。
- ・使用可能なソフトは以下のとおりとする。（これ以外での提出は無効）
「Microsoft Word」「Microsoft Excel」「Just System 一太郎」「Adobe」
- ・ファイル総量は極力1メガバイト以内とすること。

4. 採択者の選定方法

地域防災力向上支援モデル事業のうち調査を行う事業を実施する者の公募についての説明書に基づき提出された提案書について、書類審査等の審査を行い、採択者を選定する。この際、必要に応じて、ヒアリングを実施することがある。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 関連情報を入手するための照会窓口 3(1)に同じ。
- (3) 提案書の作成、提出に係る費用は、提案者側の負担とする。
- (4) 提出された提案書は、当該提案者に無断で2次的な使用は行わない。
- (5) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効にするとともに、提案者に対して、補助事業者の取消を行うことがある。
- (6) 採用された提案書は、「行政機関の保有する情報の公開に関する法律」（平成11年法律第42号）において、行政機関が取得した文書について、開示請求者からの開示請求があった場合は、当該企業等の権利や競争上の地位等を害するおそれがないものについては、開示対象となる場合がある。採用されなかった提案書は原則返却しない。なお、返却を希望する場合はその旨、提案書を提出する際に申し出ること。
- (7) 詳細は説明書による。